第2節

母子家庭支援施策の実施状況

1 4本柱で施策を着実に推進

母子家庭対策については、母子家庭等の自立の促進を図りながら、その児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっていることを踏まえ、平成14(2002)年に母子及び寡婦福祉法等の関係法律を改正し、下記のように、母子家庭等に対する生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱で総合的な母子家庭の自立支援策を推進してきた。(図表1-2-1)

①子育てと生活支援

ひとり親家庭等が自立するためには、安心して子育てと仕事を両立できるよう支援することが重要であることから、母子及び寡婦福祉法第28条に基づき、市町村では、ひとり親家庭等の保育所の優先入所につき特別の配慮を行うとともに、子育て短期支援(ショートステイ、トワイライトステイ)事業、母子家庭等日常生活支援事業等が実施されている。

②就業支援

母子家庭の経済的な自立を図る上で、就業は大変重要なものであり、母子及び寡婦福祉法に基づいて、都道府県等において就業相談や職業能力の向上などを行うことを内容とする総合的な就業支援事業、母子家庭の母が教育訓練講座を受講した場合に授業料の一部を支給することなどを内容とする母子家庭自立支援給付金事業、公共的施設における雇入れの促進等が行われている。

③養育費の確保

平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正により、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと等が規定され、平成15(2003)年及び平成16(2004)年には、民事執行法の改正が行われている。

これらを受け、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すための「養育費に関するリーフレット」等を作成し、市町村へ配布している。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、養育費の問題に関し弁護士等による特別相談を実施するとともに、平成19(2007)年度からは、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置している。

さらに、平成19(2007)年度に「養育費相談支援センター」を創設し、養育費に関する情報提供を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター等に対する相談支援や研修などを実施している。

4)経済的支援

母子家庭の自立を図る上で、経済的な支援が重要であり、経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付けが必要となったときに、母子福祉資金貸付金の貸付けを行うほか、児童扶養手当による支援を行っている。

図表1-2-1

母子家庭の自立支援策の概要

○平成 14(2002)年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へ転換し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済支援策」の4本柱により施策を推進。

母子家庭及び寡婦自立促進計画(地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定)



子育でと生活支援

保育所の優先入所の

ヘルパーの派遣などに

よる子育で、生活支援

サテライト型施設の設

置など母子生活支援

施設の機能の拡充

法定化

策の実施

J. S. Alle J. Low

- 就業支援
- ●母子家庭等就業・自立 支援センター事業の推 進
- ●個々の実情に応じた、 ハローワーク等との連 携による母子自立支 援プログラムの策定等
- 後プログラムの未足寺 ●準備講習付き職業訓 練の実施
- ●母子家庭の能力開発 等のための給付金の 支給



養育費の確保

- 養育費支払努力義務 の法定化
- ●養育費相談支援センターの創設
- 「養育費の手引き」や リーフレットの配布
- ●民事執行制度の改正 による履行確保の促 進



経済的支援

- ●自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付 の充実
- 児童扶養手当の支給

2 働く意欲に応える就業支援

第1節で述べたとおり、84.5%の母子世帯の母は就業しており、我が国の母子世帯の母の就業意欲は非常に高いものとなっている。こうした働く意欲のある母子世帯の母に対する就業支援を積極的に実施するため、平成15(2003)年に制定された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、ハローワーク(公共職業安定所)における職業紹介や公共職業能力開発施設における公共職業訓練を実施してきたほか、地方公共団体が中心となって、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等一貫した就業支援を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業、個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムによる就業支援、能力開発に要した費用の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、パートタイム等で雇用している母子家庭の母を常用雇用に転換することを促進する常用雇用転換奨励金事業等を行っている。(図表1-2-2)

図表1-2-2 母子家庭の母に対する主な就業支援

就業相談等による支援

○ハローワークによる支援

・再就職を希望する母子家庭の母等の就職支援を実施。特に、マザーズハローワーク及びマザーズサロンでは子育で中の女性等に対する再就職支援の実施。

○母子家庭等就業・自立支援センター事業

- ・一貫した就業支援サービス(就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等)の実施。
- ・生活支援サービス(養育費の相談等)の実施。

○母子自立支援プログラム策定事業等

・福祉事務所等において、自立が見込まれる児童扶養手当受給者等を対象にした自立支援プログラムの策定によるきめ細や かな就業支援の実施。

職業能力開発に必要な支援

○母子家庭の母等の職業的自立促進事業(準備講習付き職業訓練)

・就職前の準備段階としての準備講習と、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練をセットで実施。

○介護労働者能力開発事業

・女性の就業が期待できる介護分野への就職促進を図るため、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程等を実施。

○自立支援教育訓練給付金の支給

・パソコン、ホームヘルパー等の教育訓練講座の受講に要した費用の一部を支給。

○高等技能訓練促進費の支給

・看護師、介護福祉士等の経済的な自立を図る上で効果的な資格を取得するための受講期間中、生活費の負担の軽減を図り、 当該資格の取得を支援。

常用雇用に向けた支援

○特定求職者雇用開発助成金の支給

・母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して 賃金相当額の一部の助成を実施。

○試行(トライアル)雇用奨励金の支給

・母子家庭の母を試行的に雇用し、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る。

○常用雇用転換奨励金の支給

・パートタイム等で雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用に転換した事業主を対象に奨励金を支給。

3 成長力底上げ戦略

平成19(2007)年2月に政府において策定した成長力底上げ戦略は、我が国の成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤(人材能力、就労機会及び中小企業)の向上を図ることにより、働く人全体の所得や生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止することを目的とするものである。この中で母子家庭の母についても、その職業能力開発を支援するとともに、平成19(2007)年12月に厚生労働省において取りまとめた『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の中で、関係機関や産業界等との連携を図りつつ、福祉及び雇用の両面にわたる総合的な取組を進めることとされている(図表1-2-3)。

図表1-2-3 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』(母子家庭関係)

計画の具体的目標

<母子家庭世帯関係>

就労支援が見込める者に対して、就労支援を推進し、就職につなげる。

○平成18年度における母子家庭世帯の常用雇用率は42.5%であり、引き続き常用雇用の推進を図る。

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

<母子家庭世帯等>

- ○母子家庭等就業・自立支援センター事業をすべての都道府県、指定都市及び中核市において行う。
- →【目標】・母子家庭等就業・自立支援センター事業を行う地方公共団体の割合を、平成19年度には、100%に引き上げ、その後も維持する。
 - ・児童扶養手当受給者の就業相談の延べ件数割合を、平成23年度には、10%以上とする。
- ○マザーズハローワーク事業の拠点の拡充・機能強化
- →【目標】・マザーズハローワーク事業において、担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率を、平成 19年度には、70%以上とする。
- ○母子家庭自立支援給付金事業や母子自立支援プログラム策定事業の全国展開
- →【目標】・母子家庭自立支援給付金事業や母子自立支援プログラム策定事業を行う地方公共団体の割合を、平成21年度までに、100%に引き上げ、その後も維持する。
 - ・母子自立支援プログラムの策定件数を、平成23年度までに、2万件以上とする。

